

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者、重度身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もって当該高齢者、重度身体障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度身体障害者 いわき市重度身体障害者福祉電話貸与事業実施要綱（昭和55年1月14日制定）第2条第1号に規定する重度身体障害者をいう。
- (2) 緊急通報装置 ひとり暮らしの高齢者、重度身体障害者等が身に付けることが可能で、簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な機器をいう。

(対象者)

第3条 緊急通報装置の貸与の対象者は、現に電話を保有する次に掲げる者で、緊急時の通報手段として緊急通報装置の設置の必要性が認められるものとする。

- (1) おおむね65歳以上でひとり暮らしの者
- (2) おおむね65歳以上の者のみで構成する世帯で、ねたきり又はこれに準ずる状態にあると認められる者のいる世帯
- (3) ひとり暮らしの重度身体障害者
- (4) 前3号に掲げる者に準ずる者として地区保健福祉センター所長（以下「所長」という。）が
相当と認める者

(受信センター)

第4条 市長は、緊急通報装置による通報を受信し、当該通報に対し、迅速かつ適切な対応を図ることができる施設として受信センターを置く。

2 受信センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 緊急通報装置の貸与の決定を受けた対象者のデータの受信用端末機器への入力及び管理
- (2) 通報をしてきた対象者に対する状況等の確認
- (3) 協力員に対する対象者の状況等の確認要請
- (4) 緊急時の消防署等関係機関への救援要請

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項に掲げる業務は、あらかじめ、当該業務を適切に行うことができると市長が認めた公益法人、社会福祉法人等に市が委託して行うものとする。

(協力員)

第5条 協力員は、緊急時に迅速に対象者宅に出向き、対象者の状況等を確認し、その確認結果に対応した救護活動、関係機関への連絡等を行うことのできる者とする。

(貸与の申請)

第6条 緊急通報装置の貸与を受けようとする者は、緊急通報システム利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により所長に申請しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書

(2) おおむね3人以上の協力員の承諾書（第2号様式）

(貸与の決定等)

第7条 所長は、申請書の提出があったときは、貸与を受けようとする者について、その身体状況、家庭環境及びその者の属する世帯の経済状況を調査し、速やかに、貸与の可否を決定し、緊急通報システム利用決定通知書（第3号様式）又は緊急通報システム利用却下通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するとともに、貸与の決定をしたときは、受信センターにその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により貸与の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、市と緊急通報装置の貸借について契約を締結しなければならない。

(費用負担)

第8条 利用者の当該貸与に係る費用の負担は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（同条第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者として同条第4号に該当する者を含む。）にあってはいわき市老人日常生活用具給付事業実施要綱（平成3年4月1日制定）第7条に規定する費用の負担の、第3条第3号に掲げる者（同号に掲げる者に準ずる者として同条第4号に該当する者を含む。）にあってはいわき市重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱（昭和49年9月30日制定）第6に規定する費用の基準の例による。ただし、緊急通報装置の貸与に要する費用を限度とする。

(緊急通報装置の管理)

第9条 利用者は、貸与を受けた緊急通報装置を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 利用者は、貸与を受けた緊急通報装置を損傷又は滅失したときは、直ちに、所長に報告し、所長の指示するところに従い、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 利用者は、貸与を受けた緊急通報装置を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(変更等の届出)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、緊急通報システム利用資格変更・喪失届（第5号様式）により所長に届け出なければならない。

(1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(2) 協力員を変更する必要があるとき。

(3) 対象者の条件に該当しなくなったとき。

2 前項の場合において、利用者は、同項第2号の規定に該当することにより同項の規定による届出をするときは、当該変更に係る協力員の承諾書を添付しなければならない。

(貸与の決定の取消し)

第11条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報装置の貸与の決定を取り消し、緊急通報システム利用決定取消通知書（第6号様式）により当該貸与の決定を取り消した利用者に通知するものとする。

(1) 第6条の規定による申請の内容に虚偽の事実のあることが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、所長が緊急通報装置の設置の必要性がないと認めたとき。

(契約の解除等)

第12条 所長は、第10条第1項第3号の規定に該当することにより同項の規定による届出があったとき又は前条の規定により貸与の決定を取り消したときは、第7条第2項の契約を解除するとともに、受信センターにその旨を通知するものとする。

(関係機関との連携)

第13条 所長は、消防署、医療機関、民生委員、協力員、指定居宅介護支援事業者等関係機関との連携を密にし、緊急通報システムの円滑かつ適正な運営が図られるように努めるものとする。

(台帳の整備)

第14条 所長は、緊急通報システム利用者台帳（第7号様式）を作成し、常に整備しておくものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(目的)

第1条 この要綱は、老人に対してその日常生活に必要な用具（以下「日常生活用具」という。）を無償又は有償で給付することにより、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(日常生活用具及び給付対象者)

第2条 給付する日常生活用具の品目及び性能並びに給付対象者は、別表第1のとおりとする。

(申請)

第3条 日常生活用具の給付（以下「給付」という。）を受けようとする者（介護者を含む。）は、必要とする日常生活用具について老人日常生活用具給付申請書（第1号様式）により地区保健福祉センター所長（以下「所長」という。）に対して給付の申請をしなければならない。

(調査)

第4条 所長は、前条の申請を受けたときは、給付を受けようとする者について、その家庭環境及びその者が属する世帯の生計中心者（世帯を事実上主宰し、生計維持の中軸となる者をいう。以下同じ。）の経済状況を調査し、老人日常生活用具給付調査書（第2号様式）を作成するものとする。

(決定)

第5条 所長は、前条の老人日常生活用具給付調査書に基づき給付の可否を決定し、老人日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）又は老人日常生活用具給付却下通知書（第4号様式）により第3条の申請をした者に通知するものとする。

(納入)

第6条 所長は、給付の決定をしたときは、老人日常生活用具納入通知書（第5号様式）により当該日常生活用具を納入する業者（以下「納入業者」という。）に通知するものとする。

2 納入業者は、所定の日常生活用具を納入したときは、老人日常生活用具納入報告書（第6号様式）により所長に報告しなければならない。

(費用の負担)

第7条 生計中心者が当該給付に要する費用について負担する額は、別表第2のとおりとする。この場合において、当該負担する額は、納入業者に支払うものとする。

2 市長は、前項の額が同項の給付に要する費用の額に満たないときは、その差額を負担するものとする。

(台帳)

第8条 所長は、給付状況を明確にするため、老人日常生活用具給付台帳（第7号様式）を整備し、保管するものとする。

別表第1（第2条関係）

品目	性能	対象者
電磁調理器	電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るものであること。	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。	おおむね65歳以上のねたきり老人、ひとり暮らし老人等

別表第2（第7条関係）

対象世帯の階層区分		負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	生計中心者の前年所得税が非課税の世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円 (給付に要する費用が16,300円未満である場合はその額)
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円 (給付に要する費用が28,400円未満である場合はその額)
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円 (給付に要する費用が42,800円未満である場合はその額)

F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円 (給付に要する費用が52,400円未満である場合はその額)
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	給付に要する費用の額